

18 総合的な探究の時間

(1) 改訂のねらい

名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせて統合させ、働かせながら、自ら問いを見いだし探究する力を育成するようにした。改訂に当たり、目標の改善及び学習内容、学習指導の改善・充実が図られた。

(2) 標準単位数

ア 標準単位数は次のとおりである。

総合的な探究の時間 (3～6)

イ 全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は標準単位の下限を下らないものとする。

(3) 内容

- ・各学校は総合的な探究の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定する。
- ・課題の解決や探究活動の中で、各教科・科目等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとする。
- ・教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（比較する、分類する、関連付けるなどの、「考えるための技法」を自在に活用する）、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動（情報や情報手段を主体的に選択し活用できるようにすることを含む）を行う。
- ・自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること等は引き続き重視する。

(4) Q & A

Q 1 総合的な探究の時間は、総合的な学習の時間とどのように異なるのか。

両者の内容の違いは、生徒の発達段階において求められる探究の姿と関わっており、課題と自分自身との関係で考えることができる。総合的な学習の時間は、課題を解決することで自己の生き方を考えていく学びであるのに対して、総合的な探究の時間は、自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学びを展開していく。

なお、改訂により改善された主な点は次のようなものである。

- ・各学校が総合的な探究の時間の目標を設定するに当たっては、各学校における教育目標を踏まえて設定すること。
- ・各学校は総合的な探究の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定すること。

Q 2 総合的な探究の時間の特質である「探究が高度化し、自律的に行われること」「他教科・科目における探究との違いを踏まえること」とはどのようなことか。

一つ目の特質である「探究が高度化し、自律的に行われること」は、小・中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしたより質の高い探究の実現を見据えたものである。

高度化とは、①探究において目的と解決の方法に矛盾がない（整合性）、②探究において適切に資質・能力を活用している（効果性）、③焦点化し深く掘り下げて探究している（鋭角性）、④幅広い可能性を視野に入れながら探究している（広角性）などの姿で捉えることができる。

探究が自律的に行われることとは、具体的には、①自分にとって関わりが深い課題になる（自己課題）、②探究の過程を見通しつつ、自分の力で進められる（運用）、③得られた知見を生かして社会に参画しようとする（社会参画）などの姿で捉えることができる。

「他教科・科目における探究との違いを踏まえること」についてであるが、総合的な探究の時間で行われる探究は、基本的に以下の三つの点において他教科・科目において行われる探究と異なっている。一つは、この時間の学習の対象や領域は、特定の教科・科目等にとどまらず、横断的・総合的な点である。総合的な探究の時間は、実社会や実生活における複雑な文脈の中に存在する事象を対象としている。二つは、複数の教科・科目等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて探究するという点である。他の探究が、他教科・科目における理解をより深めることを目的に行われていることに対し、総合的な探究の時間では、実社会や実生活における複雑な文脈の中に存在する問題を様々な角度から俯瞰して捉え、考えていく。そして三つは、この時間における学習活動が、解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や、唯一の正解が存在しない課題に対して、最適解や納得解を見いだすことを重視しているという点である。なお、実社会や実生活における課題を探究する総合的な探究の時間と、教科の系統の中で行われる探究の両方が教育課程上にしっかりと位置付き、それぞれが充実することが豊かな教育課程の実現につながると考えられる。

Q 3 各学校において目標及び内容を定めるに当たっては、どのようなことに配慮すればよいか。

配慮すべき主な点を以下に記す。

〈目標について〉

- ・各学校における教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。

〈目標及び内容について〉

- ・他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- ・地域や社会との関わりを重視すること。
- ・目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。

Q 4 全体計画を作成するに当たっては、どのようなことに配慮すればよいか。

全体計画とは、指導計画のうち、学校として、総合的な探究の時間の教育活動の基本的な在り方を示すものである。全体計画に盛り込むべきものとしては、次の三つに分けて考えられる。

1 必須の要件として記すもの

- ・各学校における教育目標
 - ・各学校において定める目標
 - ・各学校において定める内容（目標を実現するにふさわしい探究課題，探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力）
- 2 基本的な内容や方針等を概括的に示すもの
- ・学習活動
 - ・指導方法
 - ・指導体制（環境整備，外部との連携を含む）
 - ・学習の評価
- 3 その他，各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの
- 具体的には，例えば，以下のような事項等が考えられる。
- ・年度の重点・地域の実態・学校，課程，学科の実態・生徒の実態・保護者の願い・地域の願い・教職員の願い
 - ・各教科・科目等との関連・地域や大学との連携・小学校や中学校との連携・高等学校間の連携 など

Q 5 総合的な探究の時間における指導のポイントは何か。

今回の改訂の趣旨を実現するための具体的な学習指導のポイントは次の二つである。

- 1 学習過程を探究の過程にすること
- ① 【課題の設定】体験活動などを通して，課題を設定し課題意識をもつ
 - ② 【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする
 - ③ 【整理・分析】収集した情報を，整理したり分析したりして思考する
 - ④ 【まとめ・表現】気づきや発見，自分の考えなどをまとめ，判断し，表現する
- 以上に示した探究の過程は，およその流れのイメージであるが，このイメージを教師がもつことによって，探究を具現するために必要な教師の指導性を発揮することにつながる。

- 2 他者と協働して取り組む学習活動にすること

総合的な探究の時間においては，目標にも明示されているように，特に，異なる多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視する必要がある。それは，多様な考えをもつ他者と適切に関わり合ったり，社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力の育成につながるからである。また，協働的に学ぶことにより，探究活動として，生徒の学習の質を高めることにつながるからである。

なお，従来「協同的」としてきたものを今回の改訂で「協働的」と改めた趣旨は，意図するところは同じであるが，異なる個性をもつ者同士で問題の解決に向かうことの意義を強調するためである。

Q 6 総合的な探究の時間の学習評価はどのように行えばよいか。

各学校においては，学習指導要領に示された総合的な探究の時間の目標を踏まえ，各学校の目標及び内容を定めることとなっている。学習評価に当たっては，この目標と内容に基づいて各学校が設定した観点による観点別学習状況の評価を基本とすることが考えられる。具体的には，生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する際，生徒にどのような資質・能力が身に付いたかを文章で記述する。

なお，Q 4 の答えとして示したように，各学校において探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定する必要があるが，学習指導要領では，探究課題の解決を通して

育成を目指す具体的な資質・能力については、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つに分けて整理されていることに配慮する必要がある。

評価の方法については、これまでと同様に、ペーパーテストなどの評価の方法によって数値的に評価することは適切ではなく、「信頼される評価の方法であること」、「多面的な評価の方法であること」、「学習状況の過程を評価する方法であること」の3点を押さえつつ、表現による評価、言語活動の記録による評価、観察記録による評価、制作物やポートフォリオによる評価等を適宜組み合わせて行うことが大切である。

Q 7 総合的な探究の時間について、総則に「特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とあるが、この趣旨及び「特に必要がある場合」の具体的内容はどのようなものか。

総合的な探究の時間の標準単位数は、【別表】に示すように3～6単位とされている。このため、各学校で総合的な探究の時間の単位数を定める場合には、原則として3単位を下回らないことが求められる。他方、総則には、「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とある。これは、総合的な探究の時間の目標の実現のためには、卒業までに標準単位数の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目（学校設定教科・科目を含む。）において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な探究の時間を履修させる単位数を2単位とすることができる。したがって、2単位に減ずることができるのは、限定的であることに十分注意しなければならない。

なお、標準単位を減ずる場合においては、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、次の2点が求められる。

(ア) 教職員の共通理解を図ること。

(イ) 減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことなどを明示するとともに、総合的な探究の時間の全体計画においても具体的に示すこと。

Q 8 総合的な探究の時間について、総則に、職業教育を主とする専門学科では「課題研究等」の履修をもって「総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる」とあるが、この規定の趣旨は何か。

総合的な探究の時間の履修により、「課題研究等」の履修と同様の成果が期待できる場合には、総合的な探究の時間の履修をもって「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができるとするとともに、「課題研究等」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

なお、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、例えば、「課題研究等」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替するためには、「課題研究等」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待することが必要であり、自動的に代替が認められるものでない。具体的には、例えば、職業資格の取得を主目的とした学習活動などについては、生徒が自己の在り方生き方を考えながら自分

で課題を発見し、探究の過程において考えるための技法を自在に活用し、成果のまとめや発表を行う総合的な探究の時間の趣旨に照らしてふさわしくない。

代替をする場合は、県教育委員会と協議をし、提出する教育課程表にもその旨を必ず記入することが必要である。

Q 9 総合的な探究の時間の授業時数について、どのような配慮事項があるか。

総合的な探究の時間の授業時数の配当については、年間35週行うことは標準とされていないため、生徒や学校の実態に応じて、適切に配当することが求められるが、卒業までの各年次の全てにおいて実施する方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能である。

Q 10 総合的な探究の時間について、総則に「総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」とあるが、どのような留意点があるか。

総合的な探究の時間において、総合的な探究の時間と特別活動の両方の趣旨を踏まえた体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な探究の時間の代替を認めるものではない。

このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科の知識及び技能の習得を図る学習活動や体育祭や文化祭のような特別活動の健康安全・体育的行事、文化的行事の準備などを総合的な探究の時間に行うことは、総合的な探究の時間の趣旨になじまない。

Q 11 総合的な探究の時間について、総則に「理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる」とあるが、どのような留意点があるか。

代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替するためには、「理数探究基礎」又は「理数探究」を履修した成果が、総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果が期待できることが必要であり、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって、自動的に代替が認められるものではない。

「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる」ためには、例えば、生徒が興味・関心、進路希望等自己の在り方生き方に応じて課題を設定するなどして、観察、実験、調査等や事象の分析等を行い、その過程を振り返ったり、結果や成果をまとめたりするなど、総合的な探究の時間の目標である「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、探究の過程を通して行うことが求められる。

Q 12 総則に「必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。」とあるが、総合的な探究の時間でも可能か。また、実施する場合においては、どのようなことに配慮しなければならないか。

本規定は、総合的な探究の時間にも準ずるものであり、可能である。夏季、冬季などの長期休業日に、就業体験活動などの体験活動を集中的に行うことなどが考えられる。総合的な探究の時間では体験活動を重視しているが、ただ単に体験活動を行えばよいわけではなく、それを問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付け、目標をもった計画的な体験活動とすることが重要であり、具体的には、次のような留意点が挙げられる。

- 1 設定した探究課題に迫り、課題の解決につながる体験活動であること。
- 2 生徒が主体的に取り組むことのできる、明確な目的をもった体験活動であること。
- 3 年間を見通し適切な時数の範囲で行う、年間指導計画に位置付けられた体験活動であること。
- 4 学習評価ができること。

このように、行われた体験活動は、総合的な探究の時間に該当する時数に位置付けることができるが、年間指導計画に組み込まれた全員参加の活動であること、休業日を授業日に設定すること等が必要となる。

Q13 総則に、「10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材などの時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。」とあるが、総合的な探究の時間でも可能か。

既に学習した内容（計算や漢字の反復練習など）の確実な定着を図るための反復学習などであれば、短い時間での学習が可能であると考えられるが、総合的な探究の時間において、毎回10分から15分程度の授業で、横断的・総合的な学習や探究的な学習ができるとは通常は想定し難く、不適切である。